

阿南市要綱第 2 1 号

阿南市暴力団等排除措置要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、阿南市（以下「市」という。）が行う公共事業等の契約から暴力団等の介入を排除する措置について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

公共事業等の契約 建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事、測量、建設コンサルタント業務、物品調達、業務委託、役務の提供、財産の買入れ、売払い及び貸付け等全ての契約（当該契約に係る下請契約、再委任契約等を含む。）をいう。

入札参加資格 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4、第 1 6 7 条の 5 及び第 1 6 7 条の 5 の 2 に規定する一般競争入札の参加資格並びに同令第 1 6 7 条の 1 1 に規定する指名競争入札の参加資格をいう。

下請負人等 下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び下請負人又は受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。

暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。

暴力団員等 暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。

暴力団等 暴力団及び暴力団員等をいう。

不当介入 暴力団、暴力団員等からの不当な要求又は業務妨害等の不当介入をいう。

(審議会の設置)

第 3 条 次条に規定する入札参加排除措置について審議するため、阿南市暴力団等排除対策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会の所掌事務、組織等は、別にこれを定める。

(入札参加排除措置)

第 4 条 市長は、入札参加資格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）が、別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、前条に規定する審議会の決議を経て、同表に定める期間、当該入札参加資格者を市が行う公共事業等の契約から排除する措置（以下「入札参加排除措置」という。）を行うものとする。

2 前項の規定は、入札参加排除措置を受けた者を構成員とする共同企業体にも適用する。

(一般競争入札からの排除)

第 5 条 市長は、公有財産の処分等においては、別表第 1 号から第 5 号までに掲げる措置要件のいずれかに該当すると認める者について、入札参加資格を認めてはならない。

2 市長は、前項の場合を除くほか、公共事業等の契約に係る一般競争入札を行うに当たり、入札参加排除措置を受けた者の参加資格を認めてはならない

3 市長は、落札者が契約締結までの間に入札参加排除措置を受けたときは、入札参加資格を欠く入札として無効とし、当該落札を取り消すものとする。

4 前 3 項の規定は、市が行うせり売りの場合について準用する。

(指名競争入札からの排除)

第 6 条 市長は、公共事業等の契約に係る指名競争入札を行うに当たり、入札参加排除措置を受けた者を指名してはならない。

2 市長は、指名を受けた者が契約締結までの間に入札参加排除措置を受けたときは、当該指名を取り消すものとする。

(随意契約からの排除)

第 7 条 市長は、公共事業等の契約に係る随意契約を行うに当たり、入札参加排除措置を受けた者又は別表各号に掲げる措置要件に該当する者(以下「排除対象該当者」という。)として警察から情報提供があった者(入札参加資格者以外の者を含む。)を随意契約の相手方としてはならない。ただし、排除対象該当者の所有する土地を用地買収する必要がある場合等、当該契約の目的及び内容から排除対象該当者を相手方とする必要がある場合を除く。

(下請負人等からの排除)

第 8 条 市長は、入札参加排除措置を受けた者又は排除対象該当者として警察から情報提供があった者(入札参加資格者以外の者を含む。)が下請負人等となることを承認してはならない。

(排除措置の解除)

第 9 条 市長は、第 4 条の規定により入札参加排除措置を行った日から別表に定める排除期間を経過した後において、当該入札参加排除措置を受けた者からの解除の申し出があり、別表のいずれの措置要件にも該当しないと認める場合は、審議会の決議を経て、当該入札参加排除措置を解除するものとする。

2 市長は、前項の場合において、当該入札参加排除措置を受

けた者に対し、別表のいずれの措置要件にも該当しないことを明らかにする資料の提出を求めることができる。

（排除措置等の通知）

第10条 市長は、第4条に基づく入札参加排除措置を講じたとき及び前条の規定により入札参加排除措置を解除したときは、遅滞なく当該入札参加者にその旨を通知するものとする。第5条第3項又は第6条第2項の規定により落札又は指名を取り消したときも、同様とする。

（排除措置の公表）

第11条 市長は、第4条の規定による入札参加排除措置を講じたとき及び第9条の規定により入札参加排除措置を解除したときは、これを公表するものとする。

（契約時の措置）

第12条 市長は、契約に当たっては、契約の相手方に対し、排除対象者に該当しないことを表明させ、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約させるとともに、契約後に契約の相手方が排除対象者に該当することが判明したときは無催告で当該契約を解除できることを契約書又はこれに準ずる契約関係書類に明記するものとする。

（契約の解除）

第13条 市長は、契約後に契約の相手方が排除対象該当者に該当することが判明したときは、契約条項に基づき、審議会の決議を経て、当該契約の解除を行うものとする。

（下請負契約等に関する契約の解除）

第14条 市長は、契約後に下請負人等が排除対象該当者に該当することが判明したときは、契約の相手方に対し、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は契約を解除させるための措置を講じるよう求めなければならない。

2 市長は、契約の相手方において、下請負人等が排除対象者に該当することを知りながら契約し、若しくは契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは契約を解除させるための措置を講じないときは、審議会の決議を経て、契約の相手方との契約を解除するものとする。

（契約解除時の措置）

第15条 市長は、前2条の規定に基づき契約の解除を行ったときは、当該契約の相手方について、併せて入札参加排除措置を講じるものとする。

（勧告措置等）

第16条 市長は、第4条に基づく入札参加排除措置を行わない場合において、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、審議会の決議を経て、入札参加資格者に対し、必要な措置を勧告し、又は注意を喚起することができる。

（不当介入に対する措置）

第17条 市長は、契約の相手方又は下請負人等が不当介入を受けたときは、これを拒否し、又は下請負人等にこれを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実の報告を求め、警察への通報及び捜査上必要な協力を行わせるものとする。

2 市長は、契約の相手方が前項の規定に反して通報及び報告を怠った場合は、情状により、入札参加排除措置、指名停止措置、文書警告、口頭注意等の措置を講ずるものとする。

3 前項に規定する入札参加排除措置又は指名停止措置の期間は、当該認定をした日から、1月以上6月以内とする。

（関係機関との連携）

第18条 市長は、本要綱の運用に当たっては、警察等関係機関と連携するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 2 3 年 7 月 1 日から施行する。
(阿南市の発注する建設工事等に係る暴力団排除措置要綱の
廃止)
- 2 阿南市の発注する建設工事等に係る暴力団排除措置要綱 (平成 1 1 年阿南市要綱第 3 号) は、廃止する。
(阿南市の発注する物品購入等に係る暴力団排除措置要綱の
廃止)
- 3 阿南市の発注する物品購入等に係る暴力団排除措置要綱 (平成 1 1 年阿南市要綱第 9 号) は、廃止する。

別 表

措 置 要 件	期 間
<p>1 法人等（個人、法人、又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団員である場合又は暴力団員がその経営に実質的に関与していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2年を経過し、かつ、改善されたと認められるまで。</p>
<p>2 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。</p>	
<p>3 法人等の役員等が、暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p>	
<p>4 法人等の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1年を経過し、かつ、改善されたと認められるまで。</p>
<p>5 法人等の役員等が、暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。</p>	
<p>6 法人等の役員等が、下請負契約、資材・原材料の購入契約又はその他契約にあたり、その契約相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、第1号から第5号の規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。</p>	
<p>7 法人等の役員等が、第16条に基づく勧告措置を受けた日から、1年以内に再度勧告措置を受けたとき。</p>	